

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区画 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1		農業委員会		申請	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認	法令	土地改良法	第3条第1項第2号	
2		農業委員会		申請	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認	法令	土地改良法	第3条第2項	
3		農業委員会		申請	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定	法令	土地改良法	第3条第3項	
4		農業委員会		申請	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定	法令	土地改良法	第3条第4項	
5		農業委員会		申請	特定農地貸付けに関する承認	法令	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する	第3条第3項	
6		農業委員会		申請	農地又は採草放牧地の権利移動の許可	法令	農地法	第3条第1項、第2項、第3項	
7		農業委員会		申請	農地の転用の許可(4ヘクタール以下)	法令	農地法	第4条第1項、第2項	
8		農業委員会		申請	農地の転用のための権利の設定又は移転の許可(4ヘクタール以下)	法令	農地法	第5条第1項、第2項	
9		農業委員会		申請	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市情報公開条例	第11条	
10		農業委員会		申請	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第16条	
11		農業委員会		申請	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第23条	
12		農業委員会		不利益	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	法令	農地法	第18条第1項、第2項	
13		農業委員会		不利益	農地等の転用の許可の取消し	法令	農地法、行政代執行法	第51条第1項～第5項まで 第5条、第6条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
処分権者	農業委員会
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第3条第1項第2号
基準規定	土地改良法第3条第1項第2号 土地改良法施行令第1条の3第1項 土地改良法施行規則第2条第2項
審査基準	<p>土地改良法 (土地改良事業に参加する資格) 第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者 (2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</p> <p>土地改良法施行令 (土地改良事業に参加する資格の申出等) 第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>土地改良法施行規則 (事業参加の申出) 第2条 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、法第5条第1項の規定により土地改良区を設立しようとする場合にあつては同条第2項の、法第48条第1項の規定により土地改良事業計画を変更し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第3項の、法第85条第1項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行なべきことを申請しようとする場合にあつては同条第2項の、法第85条の2第1項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行なるべきことを申請しようとする場合にあつては同条第2項の、法第85条の3第1項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行なるべきことを申請しようとする場合にあつては同条第2項の、同条第6項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行なるべきことを申請しようとする場合にあつては同条第7項の、法第87条の2第1項の規定により同項第2号の事業を行おうとする場合にあつては同条第3項の、法第87条の3第1項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画の変更をしようとする場合にあつては同項の、法第95条第1項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合又は同項の規定により数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第2項の、法第95条の2第1項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業の計画を変更しようとする場合又は同項の規定により数人が共同して行う土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第2項の、法第96条の2第1項の規定により市町村が土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第2項の、法第96条の3第1項の規定により市町村が土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第2項の、土地改良法施行法(以下「施行法」という。)第5条第1項(施行法第7条第2項及び第9条において準用する</p>

場合を含む。)の規定による当該組織を変更しようとする場合にあつては施行法第5条第4項(施行法第7条第2項及び第9条において準用する場合を含む。)の規定による公告の期間満了後5日以内(法第48条第6項(法第87条の3第6項、法第95条の2第3項及び法第96条の3第5項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、法第48条第6項の規定による申出をする前に、申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積
- (4) 申出の理由
- (5) その他必要な事項

標準処理期間	7日(土地改良法施行規則第2条第3項)
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
処分権者	農業委員会
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第3条第2項
基準規定	土地改良法第3条第2項 土地改良法施行令第1条の3第1項及び同条の5 土地改良法施行規則第4条第1項及び第2項
審査基準	<p>土地改良法 第3条 法第3条第1項第4号の規定による申出をしようとする者は、前条第1項に規定する期間内(法第48条第6項に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては同項の規定による申出をする前、法第85条の4第1項の規定により農用地造成事業を国又は都道府県が行うべきことを申請しようとする場合にあつては当該申請の日の前日まで、法第87条の3第12項の規定により法第85条の4第1項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業に係る土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては法第87条の3第12項の規定により変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項を示した日後10日以内)に、当該土地の所有者の同意があつたことを証する書面を添えて、申出書を農業委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 令第1条の4第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申出者の氏名又は名称及び住所 (2) 当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積 (4) その他必要な事項 <p>土地改良法施行令 (土地改良事業に参加する資格の申出等) 第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 農業委員会は、前項の申出書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、その申出を承認するか否かを決定しなければならない。</p> <p>3 農業委員会は、前項の規定により当該申出を承認することを決定したときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該申出をした者及び当該申出に係る農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者に通知しなければならない。</p> <p>4 農業委員会は、第2項の規定により当該申出を承認しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申出をした者及び当該申出に係る農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者に通知しなければならない。</p> <p>5 法第3条第1項第2号の規定による承認は、第3項の規定による公告があつたときにその効力を生ずる。</p> <p>第1条の5 法第3条第2項前段の規定による申出については第1条の3の規定を、同項後段の規定による申出については前条の規定を、それぞれ準用する。</p>

土地改良法施行規則

(事業参加資格交替の申出)

第4条 法第3条第2項前段の規定による申出又は同項後段の規定による申出をしようとする者は、その連署をもつて、申出書を農業委員会に提出しなければならない。
2 令第1条の5において準用する令第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 資格の交替をしようとする両当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- (3) 申出の理由
- (4) その他必要な事項

標準処理期間	7日(土地改良法施行規則第2条第3項・令第1条の5準用)
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定
処分権者	農業委員会
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第3条第3項
基準規定	土地改良法第3条第3項 土地改良法施行令第1条の6 土地改良法施行規則第5条
審査基準	<p>土地改良法 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者</p> <p>(2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合には、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</p> <p>(3) 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者</p> <p>(4) 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者</p> <p>2 前項第2号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第4号の所有者並びに権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も、また同様とする。</p> <p>3 前2項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令の定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p> <p>土地改良法施行令 (一時耕作の場合の認定)</p> <p>第1条の6 農業委員会は、法第3条第3項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。</p>

	<p>土地改良法施行規則 (一時耕作の場合の自作不能の事由) 第5条 法第3条第3項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1) 就学 (2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定
処分権者	農業委員会
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第3条第4項
基準規定	土地改良法第3条第4項 土地改良法施行令第1条の7
審査基準	<p>土地改良法 (土地改良事業に参加する資格) 第3条 4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)若しくは農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)若しくは農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p> <p>土地改良法施行令 (農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の認定) 第1条の7 農業委員会は、法第3条第4項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特定農地貸付けに関する承認
処分権者	農業委員会
根拠区分	法令
根拠規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項
基準規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第2条
審査基準	<p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法 (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (5) その他農林水産省令で定める事項 <p>3 農業委員会は、第1項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。 <p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 (特定農地貸付けの承認の基準)</p> <p>第3条 法第3条第3項第4号の政令で定める基準は、同条第2項第1号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないことをする。</p> <p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則 (貸付規程に記載すべき事項)</p> <p>第2条 法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類 (2) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農地又は採草放牧地の権利移動の許可
処分権者	農業委員会
根拠区分	申請
根拠規定	農地法第3条第1項、第2項、第3項
基準規定	農地法第3条第1項、第2項、第3項、農地法施行令第1条、第2条 農地法施行規則第11条、第15条、第16条、第17条
	<p>農地法 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第46条第1項又は第47条の規定によつて所有権が移転される場合 (2) 削除 (3) 第37条から第40条までの規定によつて農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合 (4) 第43条の規定によつて同条第1項に規定する利用権が設定される場合 (5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合 (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (7) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第4条第4項第1号の権利が設定され、又は移転される場合 (7の2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合 (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合 (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第8項の権利が設定され、又は移転される場合 (9の2) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第17条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第4項の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法(昭和26年法律第222号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

- (12) 遺産の分割、民法（明治29年法律第89号）第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の3の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合
- (13) 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に掲げる事業をいう。以下同じ。）又は同法第7条第1号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合
- (14) 農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第2号に掲げる事業（以下これらを「信託事業」という。）を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
- (14の2) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）の実施により農地中間管理権を取得する場合
- (14の3) 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項第2号に規定する農地貸付信託をいう。）の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
- (15) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第19条の規定に基づいてする同法第11条第1項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合
- (16) その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくする他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
- (1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
- (2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- (3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合
- (4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- (5) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

(6) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稻を通常栽培する期間以外の期間稻以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

(7) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。

(1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

(2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人(次条第1項第3号において「業務執行役員等」という。)のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

農地法施行令

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続)

第1条 農地法(以下「法」という。)第3条第1項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)

第2条 法第3条第2項第1号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

(1) その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ その権利を取得しようとする者が法人であつて、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。

口 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。

ハ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

口 その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となつた場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふことができると認められること。

審査基準

- 2 法第3条第2項第2号及び第4号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。
- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められること。
- (2) 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められること。
- (3) 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。
- (4) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められること。
- (5) 前項第1号イからニまでに掲げる事由
- 3 法第3条第2項第5号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。
- (1) 権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること。
- (2) その権利を取得しようとする者が、農業委員会のあつせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がその交換による権利の移転の結果法第3条第2項第5号に規定する面積を下回ることとならないと認められること。
- (3) その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一緒にとして利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。
- (4) 前項各号のいずれかに掲げる事由
- 農地法施行規則
- （農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）
- 第11条 令第1条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 申請に係る土地の所在、地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。）、面積及びその所有者の氏名又は名称
- (3) 申請に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
- (4) 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- (5) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等についての次に掲げる事項
- イ　これらの者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の利用の状況
- ロ　これらの者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況
- (6) 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項
- イ　農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに権利の取得後における事業計画
- ロ　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
- ハ　農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農地又は採草放牧地の面積

二 法第2条第2項第2号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつてゐる場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

木 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

ヘ 法第2条第3項第2号ヘに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつてゐる場合には、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容

ト 承認会社が農地所有適格法人の構成員となつてゐる場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

チ 農地所有適格法人の理事等の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

リ 農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び権利の取得後における従事計画

(7) 信託の引受けにより法第3条第1項本文に掲げる権利が取得される場合には、当該信託契約の内容

(8) 権利を取得しようとする者が個人である場合には、権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(9) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供する農地及び採草放牧地の面積

(10) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、その事由

(11) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

(12) 権利を取得しようとする者が法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項

イ 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。次号ロ及び第19条第1項第6号において同じ。）のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

(13) 所有権を取得しようとする者が国家戦略特別区域法第18条第1項の規定の適用を受けて法第3条第1項の許可を受けようとする法人である場合には、次に掲げる事項

イ 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

ロ その法人の業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び所有権の取得後における従事計画

ハ 国家戦略特別区域法第18条第1項第1号に規定する契約に係る農地又は採草放牧地の所有権の移転請求権の保全のための仮登記をすることについて、その法人が承諾をする旨

(14) その他参考となるべき事項

2 次のいずれかに該当する場合には、令第1条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号まで及び第13号に掲げる事項とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得しようとする場合

- (2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が農地若しくは採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が使用貸借による権利若しくは賃借権を得得しようとする場合
- (3) 前条第2項第7号に規定する場合
- 第15条 法第3条第1項第16号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 法第45条第1項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地又は採草放牧地の貸付けにより法第3条第1項本文に掲げる権利が設定される場合
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）又は鉱業法（昭和25年法律第289号）による買受権に基づいて農地又は採草放牧地が取得される場合
- (3) 法第47条の規定による売払いに係る農地又は採草放牧地についてその売払いを受けた者がその売払いに係る目的に供するため法第3条第1項の権利を設定し、又は移転する場合
- (4) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、公庫のための抵当権の目的となつている農地又は採草放牧地を競売又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。）による公売によつて買い受ける場合
- (5) 包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈により法第3条第1項の権利が取得される場合
- (6) 都市計画法第56条第1項又は第57条第3項の規定によつて市街化区域（同法第7条第1項の市街化区域と定められた区域（同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をいう。以下同じ。）内にある農地又は採草放牧地が取得される場合
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第15号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合
- (8) 独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が国又は地方公共団体の試験研究又は教育に必要な施設の造成及び譲渡を行うため当該施設の用に供する農地又は採草放牧地を取得する場合
- (9) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が有線電気通信のための電線を設置するため民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合
- (10) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第28条の2第1項の規定による信託（農地若しくは採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにして売り渡すこと又は農地若しくは採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにするため売り渡すことにより終了するものに限る。）の引受けによつて市街化区域内にある農地又は採草放牧地が取得される場合
- (11) 成田国際空港株式会社が公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第9条第2項又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号）第8条第1項若しくは第9条第2項の規定により農地又は採草放牧地を取得する場合
- (12) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122二号）第4条第1項に規定する特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第10条第1項に規定する特定被災市町村（以下「特定被災市町村」という。）が、東日本大震災又は同法第2条第1号に規定する特定大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために定める防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第3条第1項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）に係る同法第2条第1項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）内にある農地又は採草放牧地を、当該集団移転促進事業計画に基づき実施する同条第2項に規定する集団移転促進事業（以下「集団移転促進事業」という。）により取得する場合

(13) 独立行政法人水資源機構が水路を設置するため民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合

第16条 令第2条第1項第1号ハの農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。

2 令第2条第2項第3号の一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) その行う事業が令第2条第2項第3号に規定する事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの

(2) 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

(別段の面積の基準)

第17条 法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 設定区域（農業委員会が法第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第5号及び次項において同じ。）は、自然的経渓的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

(2) 農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。

(3) 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。

2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

(1) 当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。

(2) 当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第3条第2項第5号に規定する面積（北海道では2ヘクタール、都府県では50アールである面積をいう。）未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

標準処理期間	20日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農地の転用の許可(4ヘクタール以下)
処分権者	農業委員会
根拠区分	申請
根拠規定	農地法第4条第1項、第2項
基準規定	農地法第4条第1項、第2項 農地法施行規則第25条、第29条、第30条、第31条
	<p>農地法 (農地の転用の制限)</p> <p>第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次条第1項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合 (2) 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合 (3) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第4条第4項第1号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合 (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合 (5) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第5条第8項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合 (6) 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合 (7) 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域(同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合 (8) その他農林水産省令で定める場合 <p>2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。</p> <p>農地法施行規則 (農地の転用の制限の例外)</p> <p>第25条 法第4条第1項第2号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県等が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものと</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の用に供する施設 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)による更生保護事業の用に供する施設

- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設
- (4) 多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの
- イ 国が設置する庁舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの
- ロ 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎
- ハ 都道府県庁、都道府県の支庁又は地方事務所の用に供する庁舎
- ニ 指定市町村が設置する市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎
- ホ 警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する庁舎
- (5) 宿舎（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）
- 第29条 法第4条第1項第8号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合
- (2) 耕作の事業以外の事業に供するため、法第45条第1項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地の貸付けを受けた者が当該貸付けに係る農地をその貸付けに係る目的に供する場合
- (3) 法第47条の規定による売払いに係る農地をその売払いに係る目的に供する場合
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により農地を農地以外のものにする場合
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業若しくは土地区画整理法施行法（昭和29年法律第120号）第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による土地区画整理の施行により道路、公園等公共施設を建設するため、又はその建設に伴い転用される宅地の代地として農地を農地以外のものにする場合
- (6) 地方公共団体（都道府県等を除く。）がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるもの（第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）の敷地に供するためその区域（地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域）内にある農地を農地以外のものにする場合
- (7) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社又は地方道路公社が道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合
- (8) 独立行政法人水資源機構がダム、堰、堤防、水路若しくは貯水池の敷地又はこれらの施設の建設のために必要な道路若しくはこれらの施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合
- (9) ~~第45条第1項第8号の規定による認可を受けた者が鉄道施設（当該認可を受けた者にあつては、その認可に係るものに限る。以下同じ。）の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは鉄道施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合~~
- (10) 成田国際空港株式会社が、成田国際空港の敷地若しくは当該空港の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは当該空港の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合又は航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可に係る航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第1条に規定する航空保安無線施設若しくは航空灯火（以下「航空保安施設」という。）の設置予定地とされている土地（以下「航空保安施設設置予定地」という。）の区域内にある農地を航空保安施設を設置するため農地以外のものにする場合
- (11) 法第5条第1項第6号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場

審査基準

- (12) 都市計画事業（都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。）の施行者が市街化区域内において同法第56条第1項、第57条第3項若しくは第67条第2項の規定によつて又は同法第68条第1項の規定による請求によつて取得された農地を都市計画事業により農地以外のものにする場合
- (13) 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道（以下「送電用電気工作物等」という。）の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合
- (14) 地方公共団体（都道府県を除く。）、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社をいう。以下同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は国（国が出資の額の全部を出資している法人を含む。）若しくは地方公共団体が出資の額の過半を出資している法人（国又は都道府県が作成した地域開発に関する計画で農林水産大臣が指定するもの（以下「指定計画」という。）に従つて工場、住宅又は流通業務施設の用に供される土地の造成の事業をその主たる事業として行うものに限る。）で農林水産大臣が指定するもの（以下「指定法人」という。）が市街化区域（指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域）内にある農地を農地以外のものにする場合
- (15) 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第1項各号に掲げる施設（以下「特定公共施設」という。）又はその施設の建設のために必要な道路若しくはその施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合
- (16) 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合
- (17) 地方公共団体（都道府県を除く。）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合
- (18) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者（同条第9項に規定する大口ガス事業者を除く。以下「ガス事業者」という。）が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

（農地を転用するための許可申請）

第31条 法第4条第2項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- (2) 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
- (3) 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するためには必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 次条第5号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (5) 申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
- (6) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第31条 法第4条第2項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）
- (2) 土地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通収穫高

	(3) 転用の事由の詳細 (4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 (5) 転用の目的に係る事業の資金計画 (6) 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要 (7) その他参考となるべき事項
標準処理期間	4週間
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農地の転用のための権利の設定又は移転の許可(4ヘクタール以下)
処分権者	農業委員会
根拠区分	申請
根拠規定	農地法第5条第1項、第2項
基準規定	<p>農地法第5条第1項、第2項 農地法施行令第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条 農地法施行規則第29条、53条、54条、55条、56条、第57条</p>
	<p>農地法 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第4項において同じ。)にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国又は都道府県等が、前条第1項第2号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合</p> <p>(2) 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第4条第4項第1号の権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>(3) 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>(4) 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>(5) 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合</p> <p>(6) 前条第1項第7号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合</p> <p>(7) その他農林水産省令で定める場合</p> <p>2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第1号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合</p> <p>イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地</p>

口イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

<1> 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

<2> <1>の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

(3) 第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することができると認められない場合

(4) 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(5) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

(6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

(7) 農地を採草放牧地にするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

農地法施行令

(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出)

第10条 法第5条第1項第6号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めることにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外)

第11条 法第5条第2項第1号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

(1) 法第5条第2項第1号イに掲げる農地又は採草放牧地 法第3条第1項本文に掲げる権利の取得が次の全てに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

ロ 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(2) 法第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地 法第3条第1項本文に掲げる権利の取得が第4条第1項第2号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第4条第1項第2号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。

ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第4条第1項第2号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第4条第1項第2号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

二 申請に係る農地又は採草放牧地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第4条第1項第2号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

2 法第5条第2項第2号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、法第3条第1項本文に掲げる権利の取得が第4条第1項第2号へ又は前項第2号イ、ロ若しくはホのいずれかに該当することとする。

（良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地）

第12条 法第5条第2項第1号口の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるものは、次に掲げる農地又は採草放牧地とする。

(1) おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地又は採草放牧地の区域内にある農地又は採草放牧地

(2) 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地又は採草放牧地

(3) 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地又は採草放牧地を超える生産をあげることができると認められる農地又は採草放牧地

第13条 法第5条第2項第1号口の市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地は、次に掲げる農地又は採草放牧地とする。

(1) 前条第1号に掲げる農地又は採草放牧地のうち、その面積、形状その他の条件が農作業を効率的に行うのに必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

(2) 前条第2号に掲げる農地又は採草放牧地のうち、特定土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したもの以外のもの（特定土地改良事業等のうち農地若しくは採草放牧地を開発すること又は農地若しくは採草放牧地の形質に変更を加えることによつて当該農地若しくは採草放牧地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業で農林水産省令で定める基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限る。）

（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地）

第14条 法第5条第2項第1号口(1)の政令で定めるものは、第7条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

（市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地）

第15条 法第5条第2項第1号口(2)の政令で定めるものは、第8条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(農地の転用の制限の例外)

第29条 法第4条第1項第8号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする

(1) 耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地(2アール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合

(2) 耕作の事業以外の事業に供するため、法第45条第1項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地の貸付けを受けた者が当該貸付けに係る農地をその貸付けに係る目的に供する場合

(3) 法第47条の規定による売払いに係る農地をその売払いに係る目的に供する場合

(4) 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により農地を農地以外のものにする場合

(5) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく地区画整理事業若しくは土地区画整理法施行法(昭和29年法律第120号)第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による地区画整理の施行により道路、公園等公共施設を建設するため、又はその建設に伴い転用される宅地の代地として農地を農地以外のものにする場合

(6) 地方公共団体(都道府県等を除く。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるもの(第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。)の敷地に供するためその区域(地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域)内にある農地を農地以外のものにする場合

(7) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社又は地方道路公社が道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(8) 独立行政法人水資源機構がダム、堰、堤防、水路若しくは貯水池の敷地又はこれらの施設の建設のために必要な道路若しくはこれらの施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(9) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第9条第1項の規定による認可を受けた者が鉄道施設(当該認可を受けた者にあつては、その認可に係るものに限る。以下同じ。)の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは鉄道施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(10) 成田国際空港株式会社が、成田国際空港の敷地若しくは当該空港の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは当該空港の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合又は航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可に係る航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第1条に規定する航空保安無線施設若しくは航空灯火(以下「航空保安施設」という。)の設置予定地とされている土地(以下「航空保安施設設置予定地」という。)の区域内にある農地を航空保安施設を設置するため農地以外のものにする場合

(11) 法第5条第1項第6号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場合

(12) 都市計画事業(都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。)の施行者が市街化区域内において同法第56条第1項、第57条第3項若しくは第67条第2項の規定によつて又は同法第68条第1項の規定による請求によつて取得された農地を都市計画事業により農地以外のものにする場合

(13) 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道(以下「送電用電気工作物等」という。)の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(14) 地方公共団体(都道府県を除く。)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地開発公社をいう。以下同じ。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は国(国が出資の額の全部を出資している法人を含む。)若しくは地方公共団体が出資の額の過半を出資している法人(国又は都道府県が作成した地域開発に関する計画で農林水産大臣が指定するもの(以下「指定計画」という。)に従つて工場、住宅又は流通業務施設の用に供される土地の造成の事業をその主たる事業として行うものに限る。)で農林水産大臣が指定するもの(以下「指定法人」という。)が市街化区域(指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域)内にある農地を農地以外のものにする場合

(15) 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第18条第1項各号に掲げる施設(以下「特定公共施設」という。)又はその施設の建設のために必要な道路若しくはその施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(16) 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(17) 地方公共機関(都道府県を除く。)又は欠管事務委託公團(同法第220号)第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(18) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者(同条第九項に規定する大口ガス事業者を除く。以下「ガス事業者」という。)が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第53条 法第5条第1項第7号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第45条第1項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地又は採草放牧地を耕作及び養畜の事業以外の事業に供するために貸し付けることにより法第3条第1項本文に掲げる権利が設定される場合

(2) 法第47条の規定によつて所有権が移転される場合

(3) 法第47条の規定による売払いに係る農地又は採草放牧地についてその売払いを受けた者がその売払いに係る目的に供するため第1号の権利を設定し、又は移転

(4) 土地改良法に基づく土地改良事業を行う者がその事業に供するため第1号の権利を取得する場合

(5) 地方公共団体(都道府県等を除く。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるもの(第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。)の敷地に供するためその区域(地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域)内にある農地又は採草放牧地につき第1号の権利を取得する場合

(6) 道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社又は地方道路公社が道路の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合

(7) 独立行政法人水資源機構がダム、堰、堤防、水路若しくは貯水池の敷地又はこれらの施設の建設のために必要な道路若しくはこれらの施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合

(8) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は全国新幹線鉄道整備法第9条第1項の規定による認可を受けた者が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは鉄道施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合

(9) 成田国際空港株式会社が成田国際空港の敷地若しくは当該空港の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは当該空港の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため、又は航空保安施設設置予定地の区域内にある農地若しくは採草放牧地について航空保安施設を設置するため第1号の権利を取得する場合

- (10) 都市計画法第56条第1項、第57条第3項若しくは第67条第2項の規定によつて又は同法第68条第1項の規定による請求によつて都市計画事業に供するため市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき所有権が移転される場合
- (11) 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合
- (12) 地方公共団体(都道府県を除く。)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域(指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域)内にある農地又は採草放牧地につき第1号の権利を取得する場合
- (13) 独立行政法人都市再生機構が特定公共施設又はその施設の建設のために必要な道路若しくはその施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合
- (14) 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合
- (15) 地方公共団体(都道府県を除く。)又は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うものために必要な施設の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合
- (16) 特定地方公共団体である市町村又は特定被災市町村が、東日本大震災又は特定大規模災害からの復興のために定める集団移転促進事業計画に係る移転促進区域内にある農地又は採草放牧地を、耕作及び養畜の事業以外の事業に供するため当該集団移転促進事業計画に基づき実施する集団移転促進事業により取得する場合
- (17) ガス事業者が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合
- (隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の転用)
- 第54条 令第11条第1項第2号ニの農林水産省令で定める基準は、甲請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第5条第2項第1号ロに掲げる土地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第13条に掲げる土地の面積の割合が5分の1を超えないこととする。
- (農作業を効率的に行うのに必要な条件)
- 第55条 令第13条第1号の農林水産省令で定める基準は、第41条に規定する要件を満たしていることとする。
- (土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)
- 第56条 令第13条第2号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が第42条各号に掲げる要件を満たしていることとする。
- (申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)
- 第57条 法第5条第2項第3号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。
- (1) 法第5条第1項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地又は採草放牧地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。
- (2) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。
- (2の2) 申請に係る事業の施行に関して法令により義務付けられている行政庁との協議を現に行つていること。
- (3) 申請に係る農地又は採草放牧地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。
- (4) 申請に係る農地又は採草放牧地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。

(5) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

□ 農業協同組合が農業協同組合法第10条第5項に規定する事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ハ 農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

二 第38条に規定する計画に従つて工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合

木 非農用地区域内において当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該用途に供されることが確実と認められるとき。

へ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ト 都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

の用に供されることが確実と認められること。
ア 未治地区域開拓促進第1項に規定する未治地に付帯する土地の利用に係る業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において集落地区整備計画に定められる建築物等に関する事項に適合する建築物等の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの建築物等の用に供されることが確実と認められること。
リ 国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、農村地域工業等導入促進法第5条第1項又は第2項の規定により定められた同条第1項に規定する実施計画に基づき同条第3項第1号に規定する工業等導入地区内において同項第四号に規定する施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合
又 総合保養地域整備法第7条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区内において同法第2条第1項に規定する特定施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ル 削除

ヲ 多極分散型国土形成促進法第11条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第7条第2項第2号に規定する重点整備地区内において同項第3号に規定する中核的施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ヨ 削除

タ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第3条第1項の認定を受けた宅地開発事業計画に従つて住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

レ 地方公共団体(都道府県等を除く。)又は独立行政法人都市再生機構その他国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合

ソ 電気事業者又は独立行政法人水資源機構その他国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が、ダムの建設に伴い移転が必要となる工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合

ツ 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第3号に規定する事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合

ネ 地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ナ 土地開発公社が土地収用法第3条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ラ 農用地土壤汚染対策地域として指定された地域内にある農用地(農用地土壤汚染対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。)その他の農用地の土壤の特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業の実施により法第3条第1項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合

標準処理期間	4週間
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	農業委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市情報公開条例第11条
基準規定	上天草市情報公開条例第7条、第8条、第9条、第10条
審査基準	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他、国県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)の職務に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。)、個人の事業に関する情報及び公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれのあるもの又はそのおそれがあると認める公務員の氏名。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から市民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公にすることが必要であると認められるもの</p> <p>(4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるこにつき相当の理由がある情報</p> <p>(6) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるも</p>

の

(7) 市、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

オ 市、県、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関しその企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

(8) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書(情報)が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報として保護すべき利益が害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

標準処理期間	開示請求書が到達した日から起算して15日以内
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	農業委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第16条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第17条、第18条第1項
審査基準	<p>(開示の実施) 第17条 実施機関は、前条の規定により保有個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。 2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公文書に記録されている保有個人情報 公文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付 (2) 磁気テープ等に記録されている保有個人情報 磁気テープ等から印字装置により出力した物の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付 <p>3 実施機関は、前項の規定による保有個人情報の開示をすることにより、公文書又は磁気テープ等から印字装置により出力した物(以下「公文書等」という。)が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該公文書等の写しにより開示をすることができる。</p> <p>4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。</p> <p>(開示をしないことができる個人情報) 第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令、条例又は議会の会議規則の規定により、明らかに本人に開示をすることができないとされている情報 (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、本人に開示をしないことが正当であると認められるもの (3) 開示請求者以外の者に関する個人情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの (4) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該法人その他の団体又は個人に著しい不利益を与えると認められるもの (5) 本市と国等との間における協議、依頼、要請等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの (6) 本市の機関内部若しくは機関相互間又は本市と国等との間における審議、検討、調査研究等に関し実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの (7) 本市の機関又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該事務事業又は同種の事務事業の目的の達成が著しく損なわれるおそれがあるもの、公共の安全及び秩序の維持に著しい支障を生ずるおそれがあるもの、情報を保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるものその他本市の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがあるものの (8) 第14条第2項の規定により、本人に代わって開示の請求がなされた場合であって、開示の請求の対象となった個人情報の開示をすることが、当該本人の利益に反すると認められる情報
標準処理期間	開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:農業委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定
処分権者	農業委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第23条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第21条、第22条
審査基準	<p>(訂正等の請求)</p> <p>第21条 第17条第1項の規定による開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。</p> <p>2 第16条第1項の決定(保有個人情報が存在しないときの決定を除く。)を受けた自己の保有個人情報が第7条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対して、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 何人も、第9条及び第10条の規定によらないで自己の個人情報が目的外利用等適正に取り扱っていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの目的外利用等の中止の請求をすることができる。</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p> <p>5 第14条第2項の規定は、前各項に規定する訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。)(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。</p> <p>(訂正等の請求の方法)</p> <p>第22条 訂正等の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 訂正等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 訂正等を求める内容</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める事項</p> <p>2 前条第1項に規定する訂正等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正等を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。</p>
標準処理期間	訂正等の請求のあった日の翌日から起算して30日以内
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:農業委員会

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可
処分権者	農業委員会
根拠区分	法令
根拠規定	農地法第18条第1項、第2項
基準規定	農地法第18条第1項、第2項 農地法施行令第27条第1項 農地法施行規則第64条、第65条
	<p>農地法 (農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)</p> <p>第18条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合(その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前1年以内にない場合を除く。)</p> <p>(2) 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合</p> <p>(3) 賃貸借の更新をしない旨の通知が、10年以上の期間の定めがある賃貸借(解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が10年未満であるものを除く。)又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合</p> <p>(4) 第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合</p> <p>(5) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第18条第2項第6号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合</p> <p>(6) 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、同法第20条又は第21条第2項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合</p> <p>2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければ、してはならない。</p> <p>(1) 賃借人が信義に反した行為をした場合</p> <p>(2) その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合</p>

処分基準	<p>(3) 賃借人の生計(法人にあつては、経営)、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合 (4) その農地について賃借人が第36条第1項の規定による勧告を受けた場合 (5) 賃借人である農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合並びに賃借人である農地所有適格法人の構成員となつている賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合 (6) その他正当の事由がある場合</p> <p>農地法施行令</p> <p>第27条 法第44条第1項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育 (2) 地割れ (3) 土壌の汚染</p> <p>農地法施行規則</p> <p>(賃貸借の解約等の許可申請)</p> <p>第64条 令第20条第1項の規定により合意による解約に係る申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第10条第1項第2号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 令第20条第1項の申請書は、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の3月前までに農業委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 令第20条第1項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 土地の登記事項証明書 (2) 第1項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、第10条第1項第2号に掲げる場合に該当することを証する書面 (3) その他参考となるべき書類</p> <p>(賃貸借の解約等の許可申請書の記載事項)</p> <p>第65条 令第20条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 賃貸人及び賃借人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名) (2) 土地の所在、地番、地目及び面積 (3) 賃貸借契約の内容 (4) 賃貸借の解除若しくは解約又は賃貸借の更新の拒絶をしようとする事由の詳細 (5) 賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしようとする日 (6) 賃借人の生計(法人にあつては経営)の状況及び賃貸人の経営能力 (7) 賃貸借の解除若しくは解約又は賃貸借の更新の拒絶に伴い支払うべき給付の種類及び内容 (8) その土地の引渡しの時期 (9) その他参考となるべき事項</p>
聴聞・弁明手続	30日
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:農業委員会

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農地等の転用の許可の取消し
処分権者	農業委員会
根拠区分	法令
根拠規定	農地法第51条第1項～第5項 行政代執行法第5条、第6条
基準規定	農地法第51条第1項、第5項 行政代執行法第5条、第6条
処分基準	<p>農地法 (違反転用に対する処分)</p> <p>第51条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人 (2) 第4条第1項又は第5条第1項の許可に付した条件に違反している者 (3) 前2号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人 (4) 偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、第1項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないとときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないと、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。 (2) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。 (3) 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>4 都道府県知事等は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。</p> <p>5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。</p> <p>農地法施行令 (命令書の記載事項)</p> <p>第99条 法第51条第2項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>1 停止すべき工事その他の行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容</p>

<p>2 命令の年月日及び原状回復等の措置を講るべき旨の命令をするときは、その履行期限</p> <p>3 命令を行う理由</p> <p>4 法第51条第3項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を都道府県知事等が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨 (原状回復等の措置に係る費用負担)</p> <p>第100条 都道府県知事等は、法第51条第4項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。</p>
<p>行政代執行法 〔費用の徴収〕</p> <p>第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。</p> <p>第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。</p> <p>2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。</p> <p>3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。</p>

聴聞・弁明手続	30日
更新日	平成29年3月29日